

②建設現場における遠隔臨場の実施(ウェアラブルカメラ等を使用する)

目的

公共工事・業務における施工状況の確認作業に、映像及び音声の配信・記録を用いることにより、施工者、監督職員の業務が効率化し、契約の適正な履行と円滑な施工確保を図ることを目的とする。

令和4年度より本格運用開始(工事)

①対象工事 原則すべての工事に適用

●対象工事

- ・令和4年4月1日以降契約手続きを開始する全ての工事に適用。
- ・通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になる現場はこの限りではない。

②費用負担 原則すべて発注者指定型

●費用負担

- ・すべて発注者指定型として実施し、遠隔臨場実施にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上。

〈計上費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器、 ② 撮影機器の設置費、 ③ 通信費、 ④ その他(ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費として率計上。従来の費用から追加で必要な遠隔臨場のための費用を計上する。
- ・費用の計上は、受注者から見積を徴収し変更対応する。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上する。

③実施要領 全国版の適用(中部版試行要領の廃止)

◎業務については試行継続

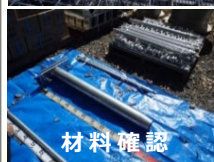
中部地方整備局では、業務に対する遠隔臨場(地質ボーリングの検尺等の確認・立会)を令和3年4月より試行していますが、これについては令和4年度も試行を継続します。

ウェアラブルカメラを使用した立会のイメージ

工事・業務現場



鉄筋組立確認



材料確認



残尺確認



代理人等が、カメラ・音声システムを装備し立会を伝送。

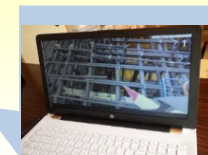
○段階確認・立会をライブ映像・音声にて実施。

○現場不一致等の状況変化もカメラと音声のやりとりで速やかに対応可能。

映像・音声伝送

現場状況の映像・音声を伝送し、遠隔での立会が可能となる。

事務所・出張所・詰所等



現場映像
出来形確認中

○代理人等からの立会の映像・音声をASP等を通じ監督員が、執務室にて立会。(立会内容は通常の立会同様)

○監督員が確認したい点があれば、映像・音声を通じてリアルタイムに依頼・確認できる。

ポイント① 遠隔臨場とは？

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

ポイント② 中部のこれまでの取組

中部地方整備局では令和元年度より独自要領を定めるなどして、ウェアラブルカメラによる遠隔臨場を試行してきたが、令和4年度から本格運用を開始する。

ポイント③ 事例紹介

以下の事例集(本省HPのURL)を参考とされたい。

https://www.mlit.go.jp/tec/tec.tk_000052.html

(5)遠隔臨場 に実施要領と事例集掲載。